

宮城県農地中間管理機構と宮城県担い手農業者組織及び関係機関
との農地中間管理事業に係る連携に関する協定書

宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「甲」という。）、宮城県担い手農業者組織（宮城県農業法人協会、宮城県認定農業者組織連絡協議会、宮城県農業士会、宮城県農村青少年クラブ連絡協議会及び農業参入法人連絡協議会）（以下「乙」という。）、株式会社日本政策金融公庫仙台支店及び農林中央金庫仙台支店（以下「丙」という。）とは、宮城県及び農林水産省を立会人として、農地中間管理事業（以下「本事業」という。）を活用した農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙が本事業に係る連携のもと、農業経営の規模拡大や農用地の集団化、農外からの新規参入等を促進し、農用地の利用の効率化や高度化を図り、もって農業の生産性の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙は、前条の目的を達成するため、本事業に関し次の事項について連携し協力する。

- （1）定期的な情報提供及び意見交換に関すること。
- （2）甲、乙、丙における主催行事に関すること。
- （3）農地利用のあり方等に関する地域の合意形成に向けた取組に関すること。
- （4）本事業の普及啓発活動及び積極的な活用に関すること。
- （5）本事業の再配分調整活動に関すること。
- （6）その他、本事業の推進に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。
2 連携推進会議の事務局は、甲に置き、必要な事項は別途、甲が定める。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙は、本協定に基づく活動において、知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

ただし、事前に、秘密事項を提供した者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、甲、乙、丙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙、丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲、乙、丙及び立会人記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年 6月21日

甲 宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長

乙1 宮城県農業法人協会
会長

乙2 宮城県認定農業者組織連絡協議会
会長

乙3 宮城県農業士会
会長

乙4 宮城県農村青少年クラブ連絡協議会
会長

乙5 農業参入法人連絡協議会
会長

丙1 株式会社日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業
事業統轄

丙2 農林中央金庫仙台支店
支店長

立会人 宮城県農林水産部長

東北農政局経営・事業支援部長